

## モシ、モシ 消費生活 相談です



2-2455

### 新成人のみなさまへ 20歳になってからの 契約は慎重に

今年、成人式を迎えられるみなさんおめでとうございます。成人となると、いろいろな社会的権利や責任が生じ、消費者トラブルに巻き込まれる機会も多くなります。

自分だけは大丈夫と思っても、社会経験が浅いみなさんにはいろいろな「ワナ」が仕掛けられています。消費者トラブルに巻き込まれる前に、ぜひ知っておきたいことをまとめました。

#### 20歳の消費者契約

未成年者は、法的に保護され、親（法定代理人）の同意がない契約は取り消すことができますが、20歳になると成人としての契約責任が生じます。クーリング・オフなどの例外を除き一方的に取消しはできません。

#### ◎若者を狙う悪質商法

##### ●マルチ商法

知人に商品を販売し入会さ

せることで利益を得たり、その知人が商品を売ること、紹介者もマージンを得られる商法。ネットワークビジネスなどと説明することもある。勧誘時の説明と違って思うように売れず、借金と商品の在庫を抱えることが多い。

商品：健康食品・化粧品等

クーリング・オフ期間20日間

##### ●キャッチセールス

繁華街の路上でアンケート調査などと呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、商品やサービスを買わせる商法。長時間にわたり勧誘を受け帰してもらえないことも多い。

商品：エステ・化粧品等

クーリング・オフ期間8日間

##### ●デイト商法

出会い系サイトや電話、メールを使ってあなたとの出会いの機会をつくり、デイトを装って契約させる商法。異性間の感情を利用し、断りにくい状況で勧誘する。

商品：アクセサリ・絵画等  
クーリング・オフ期間8日間  
また、インターネットを利用した詐欺被害も若者に多く、注意が必要です。

20歳になると自分が行った契約に責任が求められます。たとえ、あなたが契約に対しよく理解していなかったり、自己責任を意識していなくても、そういうことに関係なく成人としての責任を追及され

ることになります。

20歳を機に、契約についての知識を身につけ、被害にあわないようにしましょう。

○口頭でも契約は成立します。即決せず、本当に自分に必要かよく考えましょう。

○要らないときは「いりません」とハッキリ断りましょう。あいまいな態度はトラブルのもとです。

○契約するときは契約内容をよく確かめて、署名や押印は慎重にしましょう。

○必要のないものを契約してしまっても、解約できる場合もあります。あきらめず、困ったことがあれば、すぐに相談してください。

振り込め詐欺や投資詐欺、ロト6や宝くじの当選番号を教えますといった詐欺被害が道内でも多発しています。

詐欺による被害額も、昨年1年間で6億6千万円が、今年は10月までで7億1千万円にもなっています。うまい話には要注意を！

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口にご相談ください。

(☎212455)

## 八雲警察署からのお知らせ

### 1月10日は110番の日

長万部町のみなさん、昨年は各種警察活動に深いご理解とご協力をいただきありがとうございました。今年もよろしくお願いいたします。

さて、1月10日は110番の日です。昨年、八雲警察署では約900件（11月末累計）の110番を受理しています。

事件や事故に遭うなど、急を要するときは110番に通報してください。また、緊急以外の通報や各種相談は

八雲警察署 64-2110

相談専用ダイヤル #9110（函館方面本部）に電話してください。

### 灯油の盗難にご用心!!

本格的な冬の到来とともに、長万部町でも屋外に設置されたタンク等から灯油が盗まれる被害が1件発生しています。

また、玄関先等に置かれた除雪機が盗まれる事案の発生も懸念されます。

大切な灯油や除雪機が盗まれないようにするため、次のことに注意しましょう。

●灯油タンクの入れ口を守る盗難防止キャップ等の盗難防止器具を設置しましょう。

●除雪機は、確実にエンジンキーを抜き、チェーン錠をかけ、できるだけ車庫や物置に保管しましょう。

※不審な人や車を見かけたら、すぐに110番してください。



鍵付き  
盗難防止カバー



給油口カバー



配管カバー

※この他にも様々な盗難防止器具があります。最寄りのホームセンター等にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 八雲警察署 (☎0137-64-2110)